

## 姦通した男女はどうなるか

### 一、モ・ガさんの苦手

貞操は女にとつて一番大事なもの、夫以外には生命を賭けても與へてはならんといふ氣概が昔からの日本の女の美しさを示して、大和撫子の譽れを高めてゐたのである。ところが近頃、何でも彼でも尖端だエロだと騒ぎ廻る連中が飛び出して來て、「尖端的な戀愛はスピード本位よ」とか何とか大きな事を言ひながら、次から次へと男を漁り歩き、一時に三人も四人もの若き燕などを飼つて置く不良マダムまで出現するに至つては、學道先生の筆法ぢやないが全く世は末だと考へざるを得ない。

かういふ貞操觀念を鼻紙か何ぞのやうに惜し氣もなしに捨て、しまつた所謂モ・ガさんたちは、「だつて長い間女は男の性慾の道具になつてたでしよ、今度はわたしたちが男へ復讐してやる時代になつたのよ」と理窟を振り廻す。女性の自覺は誠に結構なことながら、其自覺

の第一着手が性の開放だけで、其他は依然たる阿呆に止まつたのか、かう貞操がメチャクに路傍に轉がつてゐるやうになつては、第一社會の秩序がぐらぐらになつてしまふ。自覺ならもつと本格に出ておいでだ。さもない限りは益々浮薄な社會が出來上つて不景氣の旋風に蒼息吐息で喘がなくちやならなくなるんだ。

とチツとばかりし道學先生の口調を真似てしまつた傾きがないではないが、大根足に河童のお化みたいなモ・ガさんに取つて、怖ろしいものが一つだけある。

それは姦通罪といふ法律の決めた刑罰である。

うつかり亭主を 持つた女がこの尖端振りを發揮すると、すぐひつかゝるのがこの罪である。

ちや一體姦通罪とはどんなものだらうか。

### 二、姦通と法律

亭主を持つてゐる女が亭主以外の男と姦淫すると、その女も女と通じた間男も姦通罪に問は

れて二年以下の懲役を喰はなくつちやならない。だが此處で亭主のある女といふのは、法律上現に妻である女のことを言ふのである。だから未婚者は勿論のこと、許嫁を持つた女、内縁の妻、未亡人といった風な女は嗜いた男をこさへてもこの法規は適用されない。誰です！そんなら大いにやるべしだわねなんて呟いてゐらつしやるのは！

要するに姦通といふのは有夫の女が夫以外の男と情を通じて、夫に對する貞操の義務を守らないことなのだが、今の日本の法律では男の場合を何とも言つてない。つまり有夫の婦ばかりを處罰して、有婦の夫が他の女と通しても、それは別に刑法上の犯罪とはされてはゐないのである。男にだけ都合がいい。

だから新しがりやの 婦權擴張何とかといふ風な凡そ美貌とは縁の遠い女どもが、夫婦はお互に誠實を以て貞操を守るべきだ、こんな女を蹂躪つた法律つてあるものか、これは男が勝手に男の都合のいゝやうに法律をでつち上げるからだ。かういふ片手落ちの法律は速やかに撤回すべし、なんかと黄色い聲を張り擧げて叫ぶことになる。

が、これは學者の間にも問題となつてゐることで、刑法改正案が出る度に議題の中心となつてゐるさうだ。若しこの問題が有婦の夫も妻以外の女と通じたら、罰すべしといふ風に落着いたら、そこいらにごろ／＼してゐるあまり善良ならざる男ども、大いに恐慌を來して一度にどつと慌て出すこと請合ひである。

今お話したのは姦通の刑事上の問題であるが、民事上の責任はどうなるかといふに、姦通は貞節を破る行爲であるから夫權を侵害することになつて、明らかに不法行爲である。だから亭主は女房を離婚することが出来るし、姦夫姦婦に對しては夫權の侵害に對し慰藉料を請求することが出来る。

### 三、姦夫たる又難からずや

さてこれから實例である。昔から間男に就ての淫猥な川柳は山ほどあるが、その實例も亦演の眞砂の數ほどある。

これは間武一郎の妻が黒柳茂夫と姦通したので大いに憤慨し、茂夫を相手取つて夫權の侵害を理由に一萬圓の損害賠償を請求し、第一審で四千圓の損害賠償を判決され、不服で東京控訴

院に控訴して結局元通り四千圓で引き退つた事件である。

なんぼ人の女房 だからと言つたつて、一寸いたづらが過ぎた爲に四千圓を取られるとあつては、姦夫たるも又容易な業ぢやない。

判決文によると、

「間武一郎は、妻が黒柳茂夫と姦通したことによつて、夫權、名譽の侵害、その他の精神上の苦痛に對する無形の損害を受けたのであるが、元來この無形の損害といふ奴は金に換算して勘定することの出来ないものである。だから鑑定したり證據を調べたり、さういふ方法を取つて損害の程度を考慮してみる必要のないもので、たとへ原告や被告がどう言はうと、裁判所はさういふことに係らずに自由裁量でその損害高を決定することの出来る性質のものである。

で、この裁判所の專權で以てこの事件を考へ、原告被告の財産身分を綜合してみると、矢張り裁判所の判決通り四千圓が相當だと認められる」

とある。こゝで注意すべきは、姦通によつて受けた苦痛の損害は、何も立證する必要なく、裁判所が適當に考慮してくれるといふことである。婚姻豫約不履行や、詐欺による貞操蹂躪な

どの場合は、その損害についての證據がなか／＼どうして大きな役目を勤めてゐたが、姦通の場合にはさうしたものゝ必要はないのである。

#### 四、祭が取り持つ腐れ縁

「私の女房の貞操を勝手に弄んだから、亭主たる私の權利侵害の慰藉料として二千圓を支拂はせて下さい」

と、東京地方裁判所に訴へ出た事件がある。

男の名は榎山弘松、女房秋江との間に子供が二人あり、家庭頗る圓滿、生業に勤み平和な生活をしてゐたと彼は言つてゐる。

「大正十五年八月下旬、丁度私の村がお祭で騒いでゐた晩に、その頃よく行き來してゐた尾崎金治が訪ねて來たのですが、私が外へ出て留守だつたのをいゝことにして、尾崎は女房が拒むのも構はず暴力で性交を遂げてしまつたのです。その後も數回同じやうな方法で女房を籠絡しては情を通じました。ために夫たる私は夫權を侵害されたことになり、その事實は昭和二年

の六月になつて始めて分つたのですが、斷然秋江を離婚してしまひ、二人の子供は兄貴の家に預けてしまひました。私はそれからすうつとに

孤獨の生活

に入り、苦々しい思ひをして現在に至つたものです。平和な家庭生活を根こそぎひつくり返へされて、こんな苦痛を味はされてゐるといふのも尾崎が姦通をしたことからです。

私は明治四十一年早稲田大學政治經濟科を卒業し、昭和三年六月までは東京市吏員として月給百圓を取つてゐたもので、役所を退いてからは撞球場を經營して月々の純益は百五十圓から二百圓ほどありました。尾崎の家も土地でかなりな地位を持つた地主で、財産五萬ぐらゐの男です。ですから、この損害賠償は二千圓私に拂つていゝものと思ひます」

といふ請求の理由を述べた。之に對して被告たる尾崎の答辯は、

「原告の主張は全部棄却して欲しいと思ひます。

榎山の所へは時々遊びに行つてゐたものですが、例のお祭の夜はお詣りの序に一寸寄つてみると榎山は留守、その時春江の方から挑んで來たのでした。榎山の言ふやうに、春江が嫌だと

いふのを暴力でやつたとかといふのはまるつきり反對です。

昭和二年五月、秋江はこのことをいゝ風になつて東京地方裁判所に強姦未遂の告訴をしたので、今申し上げたやうに決して暴力で性交したのも何でもないことが分りまして、強姦の點は不起訴となつたのですが、後になつて又因縁をつけられても五月蠅いからと思つて、榎山の代理人たる秋江に二百圓を渡し、それで事件は圓滿解決といふことになつてゐる筈ですから、今更こんなことを言ひ出すのはどうかと思はれます」

之に對する判決は、尾崎は榎山に五百圓拂へと言つてゐるが、その理由としては次のやうに説明されてゐる。

「榎山は、尾崎は秋江に對し數回に亘り暴力を用ひて猥褻行爲をしたり姦通したりしてゐたと言ひ、證人の秋江も數回暴力で貞操を犯されたと言つてゐるが、これは遺憾ながら證據もないのでそのまゝ信ずるわけにはまゐらぬ。兎に角お祭の夜以來、數回尾崎と秋江は合意の上密通してゐたと考へるより外に考へやうがない。然し

いくら合意の上だ とはいひながら、假にも人の妻と姦通したからには、それが強姦でも

何でもないにせよ、亭主の榎山が受けた精神上の苦痛は尾崎の責任になる、尾崎は榎山にそれだけの損害賠償をしなきゃならないのは言ふまでもない。

だが尾崎はこの姦通事件に付いては榎山との間に講和談判が成立して、その條件はすべてやつてしまつたと主張する。春江が尾崎から二百圓受取つたのは間違ひがないが、かと言つて榎山と尾崎の間に仲直りが出来たと見ることは相成らん。

榎山が早稲田の政治経済科を卒業して居り、東京市役所に勤めてゐたことやなんか、いろいろな事情を綜合してみると、この慰籍料は五百圓が相當と認める」といふ判決。色男の尾崎はこの外に訴訟費用まで全部支拂はせられてゐる。

## 五、三百圓の間男

これも矢つ張り尾崎といふ男、姦夫に尾崎は付きものかと思へばさにあらず、今度の尾崎は間男ではなく、正々堂々と訴訟して来たその亭主である。

この亭主酸子さんといふいやに酸っぱい名前のお嫁さんを娶つたのが不運だつたのか、たう

とうお嫁さんを取られて泣き面をしたといふ件は次の通り。

**新婚の夢** を貪つてゐた尾崎に、突如として邪魔ものが入つた。といふのは、勿論おさん

さんとの間は歴として戸籍上の届済みで威張つたものだつたが、一寸したことでお嫁さんが怪我をして、大阪府立病院に入院といふことになつた。後に残つたは尾崎と父との男世帯。それがうまく行かなかつたと見えて、毎日々々喧嘩ばかりしてゐて、甚だ以て面白くない日を過してゐる。尤もこの親父は尾崎の實父ではなく、尾崎はこの家の養子になつてゐたのだが。

さうかうしてゐるうちに、おすいさんの経過は追々全快に向ひ、愈々家に歸つて来た。「あゝ吾妻よ！」と尾崎が言つたかどうかは知らないが、久し振りに妻の顔を見て喜こんだのはいゝが、親父との間は依然として犬と猿だ。

そこへやつて来たのがおすいさんの親父、

「聞くところに依れば、お前たちはお父さんとの折合がよろしくないさうぢや。若い者がさういふ事ではいかん。然しいろ／＼考へてみると、これはどうもお前達夫婦があんまり若いところを見せつけるからいけないらしい。これはどうしても、假令少しの間でも二人が別れるの

が得策のやうぢや。で、俺の考へるところだと、尾崎の爲よりもおすいの爲にこちらのお父さんは氣嫌を損じてらつしやるらしいから、一時二人は別れたらどうぢやな」

と分つたやうな分らないやうなことをいふ。その離縁の方法はといふと、

「ぢやが、今この俺が娘を連れて戻つたんでは事が面倒になる。示談しようにも出来なくなるからこいつはいかん。二人は表面上離婚して、つまり娘の籍を抜いて別れるといふことが肝ぢんぢや。一年後には又必ず添はせてやる。悪いことは言はないから、この年寄の言ふことも聞くものぢや」

呆氣に取られて聞いてゐた尾崎も、さう言はれてみれば成程さうかな、といふ氣になつて、「それぢやよろしく頼みます」と温順しく言ふ事を聞き、直ぐにすいの籍を抜く事を親父に與け、自分は就職探しに神戸くんだりといふことにした。

ところが歸つてみると驚いた。一年後には再び夫婦になる筈のおすいが、夏田千代松といふ男と結婚してゐる。それも今になつて氣が付いてみると、おさんが病院へ行つてゐる間に出来ちやつた仲で、うまくベテンに掛けられたといふわけ。

**怒髪天を突いた** 尾崎は、おすいもおすいなら親父も親父だ、それよりも女房子供を抱えてゐながらすいを奪つた夏田は、つくき奴、今に見て居やがれと、夏田を相手取つて夫權侵害損害賠償と名譽毀損慰藉とを請求して、愈々裁判といふわけに及んだ。それによると夏田は尾崎に千五百圓を支拂へと頑張つてゐる。

## 六、續三百圓の色男

この「怒れる亭主」の請求に對して、被告の夏田はどう太刀打をしたか。

「千五百圓出せなんて滅相な、私は鑑一文だつて出す義理はありやしません。

大體あの尾崎といふ奴は、四五歳の頃今の家へ貰はれて來たんですが、やる事爲すこと實に悪辣で、義理の兩親なんて四六時中世話を焼かされ通しだつたんです。

で親父連も心配して、これや女房でも持たしたら少しア落付くだらうといふわけでさんを貰つてやつたんですが、心掛けを直すどころか益々いけない。大體すいとは末永く夫婦でゐる氣なんてなかつたんです。それが證據には、さんとの間に子供が出來たんですが、その子を自分

のものとして届けない。戸籍面を御覽になれば分りますが、親父の子といふことになつて居ります。

それに一時養父との間に事實上親子でないやうな關係を以て、すいには「他の男の所へ行くとても、俺の女房になつてゐるとでも、お前の勝手にしたがよからう」と、まるで亭主ぢやないやうな口の利き方をしてゐるんです。

それもその筈、親父やなんかをおいてけぼりにして、自分は身の廻りのものを持つて別に家を持ち、事もあらうに情婦と同棲してゐたんです。

かうしてさんは實家に歸つてゐましたので、私や又二人の間は綺麗に切れてゐることと思つてゐたし、「さうだらうな」とすいに聞くとすいも「完全に離婚してゐるから」といふことなので同棲することにしたんです。

だから損害賠償をしろの、慰藉料を出せのと言はれても、そんなものを取られる覚えは毛頭ありません」

そこで裁判の結果はどうなつたかといふに夏田は尾崎に金三百圓を支拂へといふのである。

その理由はといふに、

「尾崎は情婦をこさへてすいを顧みなかつたのは、尾崎の陳述では馬鹿に女房が可愛かつたやうに言つてゐるが、こいつは疑ひもなく女房を侮辱してゐることになる。それから、「出て行くとても留るとでも勝手にしろ」と言つたといふは證據がないから分らないが、兎も角尾崎の亭主振りはあんまり感心出来ない。かと言つて夏田は『それ見ろ』なんて威張れた譯のもんぢやない。

**苟も法律的に** 離婚の手續をしてゐない以上は、たとへ關係は絶たれてゐても夫婦は夫婦だ。尾崎は權利を以て女房が他の男と通じるのを止めさせることが出来る。それを病院に行つて別れてゐる間に（又は情婦と同棲してゐる間に）、他人の女房に手をつけたといふのは、假令どんなことがあつても姦通になる。

だから尾崎とすれば名譽を傷けられ、夫權を侵害されたことになるから、損害を賠償させる權利がある。

で、その損害はどのくらゐかと見るに、尾崎は千五百圓出せと言つてゐるがこれは少し多過

ぎる。審査の結果だと、尾崎の方にも充分よろしからん事があるんだから、それも考慮に入れて見んきやならん。ではどの位がよからうかと言ふと、姦通されて亭主の権限を侵されたことに對する損害が二百圓、顔をつぶされた名譽毀損の方が百圓、合計して金三百圓を拂ふのが相當と認める」

で結局この三百圓の色男はおすいさんを得て、今幸福だといふから、色男も社會の秩序を紊亂するものとはかりは言へないかも知れない。

## 七、女房を占領された少佐殿

今度は細君を取られた海軍機關少佐殿が、知人に女房の貞操を奪はれて、超弩級の憤慨をしたといふ話。

少佐殿の名前は高木伸郎と言つたが、彼は妻登志子と横須賀に住んで、「抑々國防は」と水兵さんの薫陶に餘念がなかつたのに、惜しいかな細君の薫陶を怠つたと見えて、かういふ裁判沙汰を惹き起してしまつたのである。

話の元は といふと些細なことだ。東京下谷の須藤運吉といふ知人が或日訪ねて来て、實は娘が横須賀高等女學校に入學することになつたんだが、東京から通ふとすると大變だ、かと言つて下宿させたりなんかといふのも娘が心配になる、一つお願いだがお宅で預つて面倒を見てくれないかといふ。よし承知したとそこは義に厚い帝國軍人、文句なしに引き受けたところが、その時佐藤運吉、お茶を運んで来た少佐殿の細君を見て、「綺麗だなア」と思つてしまつたのが過ちの基になつた。

それからといふもの、娘の學校の具合はどうかなとか何とか言ひながら、足繁く横須賀へお出ましになる。お出ましになつてお引つ込みになつておればそれで何でもないのでが、遂々登志子をものにしてしまつた。

或日例の如くやつて来た運吉さん、娘の顔を見てふんといふ顔をしてゐたが少佐殿の不在を知つて、我意を得たりとばかりに喜こんだ。もう馴れつ兒になつてるんだから登志子さんとも気が置けない、よく来てくれたとばかりにお茶だお菓子だと言つてるうち、何のことはない亭主みたいに坐り込んだ運吉さんの前に、熱いところが二本三本と空けられて行つた。かう

なると男と女の仲なんて譯はないもんで、忽ち手が觸り足が付き、たうとう大變なところまでくつついてしまった。

これて味をしめた 運吉さん、同じ手でその後何回となく密通してゐたが、昭和二年三月の或日、出た筈の少佐が引返して来て悪事露見、こゝに少佐殿の超弩級の憤慨といふことになつたのである。

でかういふ大きな侮辱を受けたんだから、慰藉料を一萬圓出せといふ訴へを、東京地方裁判所に起した。

## 八、九割引の貞操権

ところがこれを訴へ出たのは當の少佐殿ではない。

「そんな痴情騒ぎを晝日中持ち出したんでは海軍少佐の肩書が泣く」でも考へたのか、少佐殿はこの一萬圓の損害賠償の債權を、知人の高橋米太郎とその女房ふみに各五千圓づゝ譲り渡してゐるのである。だから訴へ出たのはこの高橋夫婦である。この損害賠償譲渡のことは前に

書いたから改めて書かすにおくが、兎も角この夫婦が權利を譲り受けたことだけ言つておかうで話を進めて裁判所はどういふ風にこれに鬼をつけたかといふと、須藤運吉はこの夫婦に五百圓づゝを拂へといふのである。

五百圓づゝ 二人といふと千圓になるわけである。女房が密通したために末代までの恥辱を受けて、怒つた少佐殿が請求した金額は一萬圓だつたから之は正に一割に當る金だ。官吏一割減俸ですらあんな騒ぎを演ずるんだから、この九割引には流石の少佐殿も口あんぐりと云つた形だつたらう。

いづれにしても金で買はれる貞操だ。いくら貞節を要求する權利があるとか言はれても、かうして大抵の事件は金が動き出せば「ザワツ・オー・ケー」だ。金が人間の恥辱よりも巾を利かす時代なんだから嫌になつちまう。

尤もこれは少佐殿の慨嘆ではなしに、かく言ふ筆者の嘆言なんだが、何にせ金さへあれば天下に恐いものなしの時代が恨めしい。政治家などは最初から主義や政見を賣つてお金を頂戴し無節操となつてから、代議士候補に立つて當選するなんかとあつては、操の値段は女ばかりで

なくなるんだ。金が仇だといふのも敢て貧乏人の歪みばかりではないらしいぢやないか。

### 九、姦通した女は？

これまでお話したのはみんな亭主持ちの女が、他の男と出来つちまつたんで、その他の男が損害賠償をさせられた奴なのだが、それぢや姦通した女には罪がないかといふと左にあらす、姦夫と姦婦とはグルになつてさういふ言語同断の行爲をでかしたんだから、女の方にだつて男と同様の責任がある。

だから女を奪はれた男が、女房にも損害賠償をせい、とやりさへすればその筋道は通るのだが、女房からまで取らうとするには世の男はチト甘過ぎるらしい。尤も取つたところで結局自分の懐から出た金だつたといふことになる場合も多からうから、これも亦自然のことだらうが此處ていふ女房といふのは、戸籍役場に妻として届けを出してゐる法律上の妻でなくてはいけない。法文で『有夫の婦が云々』と明記してあるんだから、法律で認められた妻でなければ他の男と通しても姦通といふことにはならないのである。

若しそれが内縁の妻やなんかの場合だと、姦通罪といふものは成立しなくなるんだから、婚姻約不履行といふ風なやゝこしい理窟をつけて民事裁判の方の問題にするより外はない。その豫約不履行の方は、この本の最初から随分長いこと書いておいた。

尤も只今民法改正の議が起つて、親族法も改正されて、届書一枚を出したら夫婦、出さねば赤の他人、と云つた風な事は今の世間の實情に遠いから、事實上婚姻の式を挙げたら、もう夫婦と認めると云つた風に改正されるらしいから、さうなつたら正式の夫婦も、内縁の夫婦も、皆んな法律上の合法的夫婦とされやうから、姦通問題も範圍が廣くなつて来る時期も遠からず来るであらう、アテにせず待つがよからう——。

## 重婚罪とはどんなものか

### 一、一度に二人の妻

世界中の文明國をすうつと一眺めしてみても、大抵の國で亭主は一人の女房しか持てない、女が二人の亭主を一度に持つことは出来ないといふことになつてゐる。

で日本でも、一人女房があるものは重ねても一人女房を持つこと、亭主があるのに重ねても一人亭主を持つことは罷りならんといふことを、民法の條文に明記してゐる。民法第七百六十六條の「配偶者アル者ハ重ねテ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ」と云ふのがそれだ。

**一夫一婦**の制度といふのがこれだ。「彼奴の第二夫人を知つてゐるかい！」など、よく不良老年の間に話されるが、これは第二夫人と言つても法律上正式の細君ではなしに、そんじよそこらに妻の目を盗んでそつと可愛がつて圍つてゐる妾か何かの事を言つてゐるんだから、これとは又問題が別だ。

これは要するに貞操觀念を法律が認めて、惜し気もなく野蠻人みたいに混ぐらかつた野合をし、一體この子の父はあれかこれかなど、數十人の名前を擧げなくてはならないやうだと困る文明に浴してゐる國民は宜ろしく文明人らしく、きちんとした男女關係をしなくちやいけないといふ考へから決められた法律なのである。

若し女房や亭主は何人持つても勝手たるべしといふことにでもなつたら、

「あら、わたしの亭主はあれとあれとあれで、あの亭主の女房はわたしとあの人とあの分んなくなつちやつたわ」

といふことになつて、貞操の權利だ義務だと主張するどころか、世の男女關係が何處までメチャクになつてしまふか分らないだらう。

**これでは困る**といふので出來たのがこの一夫一婦制なんだから、人が女房を持つのに餘計なおせつかひだなんて不都合なことを考へる人が若しあつたら、これを機會によろしくさういふ不了簡を改めて貰ひたい。之は法律が出來たから一夫一婦になつたんで無くつて、人間の性情がさうなつてるので、法律が其と規定にした迄だ。

## 二、犯せないやうに出来てゐる罪

妻又は夫のある者が重ねて婚姻すると重婚罪として二年以下の懲役に處せられることになつてゐる。

この場合二人目の妻又は夫のことを相婚者といふ。くだけて言へば割り込み亭主であり割り込み女房である。だからこの重婚罪が成立するには配偶者を持つてゐる人と、この割り込みつまり相婚者とがゐなくてはならないことになる。

勿論この場合の妻とか夫とか言ふのは、法律上の手續を取つた正式の奴であつて、内縁の妻や夫、許嫁などは問題にしてゐない。

ところが此處に面白いことがある。そんなら重婚罪なんて絶対に犯さうにも犯せないぢやないか、民法で重婚を禁じてゐるんだから、「はい、これが二番目の女房でござい」と戸籍役場へ届け出たところで、戸籍役場ぢや、「重婚はなりません」と入籍してくれないのが當り前だらうさうすると結局、どんな場合だつて重婚罪なんてものは出来なからう。出来ない罪なら二年以

下の懲役だなんて、しかつめらしく刑法で決めておく必要もなからうぢやないかとも言へる。  
成るほど一應御尤だ その解釋で行くとどんな場合だつて事實上重婚罪は出来上りやしない。

罷り間違つて戸籍係がうっかり結婚してゐるのも知らずに、二番目の配偶者を受けつけた時初めてこの罪が成立するだけで、こんなことは萬々ありつこない。

だが牧野博士などの解釋されるところによると、それは間違つてゐるといふ。一旦夫婦關係を持つてゐる人が、たとへ法律上の重婚はしなくても、又他の人と事實上の夫婦關係を結びさへすれば、それが内縁の妻であらうと何であらうと、これを重婚として重婚罪に問ふことが出来る、とかういふのである。

さうでもなければ、事實上犯せない罪を刑法で定めてあるなんて馬鹿らしいことだ、けれどアメリカと日本を股にかけたり、支那と日本を往き來したら、向ふにも合法上の妻が出来たり、コチラにもあつたりする事はあらうけれど、重婚罪については適當な例がないから、實際の場合は省くことにして前へ進まう。

## 婦人侮辱の慰藉

### 一、親にも見せぬこの身體

蛙の腹を見てさへ笑ひ轉ける頃になると、娘さんもそろ／＼色氣が出初めて、今迄平氣で眞裸になつてゐたのが、素肌を見せるのを、盗人の嫌疑を掛けられたときのやうに、恥かしがつて来る。

「この肌を與へるのはたつた一人の男だけ」

「親にも見せない此身體」といふ意識が臍氣ながら出てくるのは、その女に貞操觀念があるといふ證據なのである。だから假令ふつくらふくらんだその身體を、默慾に狂つた男の自由にされなくても、これに類似したことをされたゞけで、女に取つてはこの上もない恥辱となる。

ではかういふ風に女の受ける恥辱はどの程度まで法律が損害として認めてゐるか。

これについての實例を少しばかりお話することにしよう。

### 二、大勢の前で陰部を開かれた女

熊さん虎さん始め村の者が集つてのある祝宴の席へ、安田榮三君の女房おふゆさんも、亭主に連れられてやつて來てゐた。

飲むほどに騒ぐほどに、いよ／＼以て亂痴氣騒ぎが始まつたところ、彼女おふゆさんは、この荒くれ男の間を泳ぎ廻つて、お酌をするやら酔つ拂ひの介抱をするやらで忙がしかつた。ほろ酔ひどころかいゝ加減ぐでん／＼になつた男どもは、女の顔さへ見れば淫猥なことを言つてひやかす鬬るの大騒ぎである。

と、突然、屈強の男の手がおふゆさんの兩腕を握つたかと思ふと、矢庭に引き倒した。男連中すつかりいゝ氣嫌になつて、それやれ／＼と、何が何だか分らないのだが兎も角喧騒な應援をし、中には自ら手傳ひに來た男もあるのですア大變だ。

おふゆさん黄色い悲鳴を擧げて聞かばこそ、忽ち仰向けにされてしまつた。悶搔きに悶搔

き叫びに叫んだ彼女ももうどうすることも出来ない。二人の男が兩足を一本宛持つて、えいやつ！とばかり。おふゆさんは恥しいところを大勢の前へ曝されてたゞ泣くばかり。亭主の榮作は如何に見るに、彼方に向けて泣き出しさうな顔をしてござる。

その晩はそれて 濟んだのだが、この酒癖のよくない連中、醒めてから少し悪戯が過ぎたかなと思つた時はもう遅い。女房に恥をかきされて怒つた榮三君、時をうつさず宮崎區裁判所へ訴へに及んだ。その訴への内容といふのが、かうだ。

「といふ譯で、ふゆが大變な侮辱を受けたのは勿論、眼の前で女房をこんなに恥かしめられては私だつて女房と同じやう

な苦痛を味はされてゐます。

で私たち夫婦に對して慰藉料

を一千圓拂ひ、すぐさま日州

新聞と宮崎日日新聞に次のや

うな廣告をさせて下さい。

貴殿妻ふゆ殿に對し多數人集合の場所にて貴殿の忍ぶ能はざる重大なる侮辱を加へたるは誠に申譯なし。爾後誓て斯る不都合なき様謹身可仕候。茲に謝罪候也。

大正四年七月二十三日

磯山重吉

橋田虎吉

橋上辰一

安田榮三殿

それからふいに對してもこれと同じやうな謝罪廣告を下させていたゞきたいのです。

### 三、不貞の女はかうしてくれる

さア大變だ、一時の悪戯が過ぎてこんなことになつたんで、告訴された三人は少からず慌てたが、現にふゆの陰部に悪戯をしたんだから仕方がない。濫々裁判所へ出て來たが、彼等は何と答辯したか。

「榮三の主張は棄却するやうに御判決願ひたいもんです。

一、私たちは酔つ拂ひ過ぎたので些か度を過ぎた悪戯をしました。で見方に依つては暴行凌辱を加へたと言はれても致方ありませんが、榮三の言ふやうなことをした覺えは絶対にありません。

二、ふゆといふ女はとんでもない不孝者で、普段から姑と喧嘩ばかりしてゐました。その上虚榮心に富んでゐて、亭主がエツサエツサと嫁いで來る金はみんな贅澤なものを買つてしまふといふ有様、一度などは榮作が出稼ぎに行つたのをいゝことにして、獨身者の田山平四郎といふ

人のところへ十日も泊り込んだことのある、實に不貞な女です。だからあの晩誰かと酔ひに任せて「不貞者はかうしてくれる！」と叫んだのを見て、みんな手を叩いて喜こんでゐたやうなわけです。

三、榮三は國税を納めるやうな田畑もない男で、戸數割なんかも滞納ばかりしてゐる上に、弟の武一に納税の義務をさせてゐるやうな奴です。納税をしないから滞納處分で差し押へに行つても、差押へるやうな財産は何にもないんだからお話になりません。そんなわけですから名譽毀損とか何とか、聞いた風なことを言つてゐますが、毀損されるやうな名譽も何にもありません。

四、そんな次第で名譽も糞もあつたもんぢやないんですが、それでも事がやゝこしくなつてはいけないと思つて、當時區長さんの草野重吉さんや、村會議員の奈須熊吉さん等に頼んで「見舞金を上げるから告訴だけは止めてくれ」と申し込んでみますと、「金なんて一錢だつて欲しくないんだ、是非曲直さへハツキリして貰つたらそれでいゝんだ」と言つて請求權を捨てゝおきながら、今更こんな裁判沙汰にしようとするのは、私たちを威かさうとする企みに違ひありません。

ません。

五、榮三がこんな裁判を持ち出したのは、損害賠償の金が欲しい爲ですから、新聞へ廣告しろなんていふ純粹の名譽回復の請求をするのは間違つてゐます。特に榮三やふいには前申し上げた通り名譽も人格もないんですから、そんな大袈裟なことをする必要はありません」  
大體かういふ抗辯である。

**人格がない** と言はれた榮三君は大いに力み返つて、「今こそ日傭稼業に落ちぶれてはゐるが、昔はこれでも相當の財産も教育もあつたんだぞ！」と大きく來てゐる。

#### 四、誰にでも名譽はある

これに就ての裁判は、

「榮三が常々女房のふいに虐待を加へてゐたことは怪しからんが、大勢集つた時に女に暴力を加へるなんてのは、實に以て大變な侮辱行爲だ、淫賣婦だらうが何だらうが、こんなことをされれば精神上の苦痛は實に大きい。」

それから被告たちは、ふゆなんかに毀損されるやうな名譽はないと言つてゐるが、どんな人間だつて、少くとも意志能力さへあるものなら名譽といふものは持つてゐる筈だ、不貞の女だからつて、名譽がないといふわけのものぢやない。

だから、この三人の不法行為でふいは精神上の苦痛を受け、名譽を毀損されたことが明らかなんだから、被告たちにその損害賠償の義務があることは勿論である。

それから新聞廣告の方は、事がこんな山間僻地に起つたことではあり、酔興が過ぎての出来事なんだから、そんな大袈裟のこともする必要はなからう。

**かうなれば** 残る問題は損害賠償の金額だが、これはいろんな行きがゝり、關係者の地位などを参酌して百圓で充分だと考へられる。

又榮三は、女房と同じだけの精神的な苦痛を受けたからと主張するが、これは出来ない相談だ。故意又は過失で生命を取られた場合の外は、外の人には慰藉料請求の權利はないと民法に書いてあるんだから、たゞ暴行を加へられたとけで、死にもどうもしないこんな場合は、ふゆ以外の人にはそんな權利はない。

で、この事件は、被告の三人がふいに金百圓を渡すことで決着のつくものと認める。かういふことになつて、この珍裁判は終つたが、酔ふの時と場合、悪戯も過ぎると罪になる、といふのを地で行つたわけである。

## 五、用を辯ぜぬ

高木信市は大竹幸子と結婚した。

頗るお芽出度いわけで、二人の仲も圓滿に行く。媒酌人も苦勞甲斐があつたと喜こんでゐる。そこまでは天下泰平だ。

だがこの高木君、女房が或日かういふことを聞いたんでスツカリ腐つてしまつた。

「ねえ、エロつてなアに？」

「エロつてエロだい」

「そのエロが何のことだか分らないのよ」

ほんとに彼女氏知らないらしいのである。

「エロが分らないんなら首くゝつて死んだ方がましだよ」

なまじつかモダンかぶれした男も困つたもので、高木君常識がないと言へばない、見様によつては純情一徹のこの女房が、それから實にくだらな女に見えて仕方がない。

人間なんて勝手なもので、何か一つ氣に喰はないことがあると、することなすこと何でも氣に喰はなくなつてくる。高木君がそれから幸子さんを嫌ふことの凄いほどで、坐り方が悪いと言つては顔をしかめ、お茶の出しつ振りが下手だと言つてはブツブツ言ふ。

しまひには お前みたいな奴は女房になつてゐる資格がない、一つ別れやうぢやないかと持ちかけた。此處に及んではいかな純情で温順しい幸子さんと謂へども引込んでゐるわけには行かない。時をうつさず媒酌人を訪問して事情を話し、何とかしてくれと泣きついたものだ。

「いやなか／＼上出来の取り合せだつたよ」とか何とか言ひながら悦に入つてゐた媒酌人もこれは聞き捨てならぬと泡を喰つて高木君のところへ押しかけた。

「若いうちによくあることだが冷静に考へて……なんか花嫁に不都合でもありませんか」  
かう短刀直入でやつて來られると高木君どうもうまい口實が見つからない。大體あの女は氣

に喰はねえんだとやつたんでは、追ひ出す理由にはならないし、かと言つてエロたア何のことですなんて聞くやうな奴は嫌ひだとやつたんでは尙更まづい。はて何とやつたらよからうと考へてゐるうちに、

「あの女は、大事な持ち物が使ひものにならないんです」

と思はず嘘を言つてしまつた。困つたのは今度は媒酌人の方だ。そんなことがあるんならこれや夫婦にしておく方が無理だといふことになつて、兎も角一應女を別れさすことにした。圖らずも

**口から飛び出した嘘** が案外観面に効を奏したので、我ながら名案だと感心した高木君、

お隣へ行つたとき、

「近頃奥さん、お見えになりませんか」

と言れたので、

「え、彼奴のナニが役に立たないんだから仕末にや終へませんや。歸しましたよ」  
と此處でも口から出任せをやつてしまつた。

一方悲観した媒酌人は、幸子を醫者のところへ連れて行つたが、醫者は別に故障はないといふ診断、さてはしてやられたかと再び高木君の所へ行つて復讐を逼つたが後の祭だ、押しても撫でてでも返事をしない。

でお定まりの裁判事件となつて、名譽毀損の損害賠償を申し出た。

## 六、嘘の値二百圓也

この侮辱事件について裁判所はどういふ判決を下したか。

媒酌人が圓滿な解決を付けようと、穩やかに斡旋の勞を取つてゐるのに、口から出任せなことを言つたのは誠に以てよろしくない。不具と一緒に居られないと暴言を吐くに至つては言語同断である。

そればかりではなく、お隣の阿部安五郎のところへ行つてまで、安五郎夫妻を前に於てかういふことを放言したんだから二重にも三重にも言語同断と言はなくちやならん。

幸子は勿論これが爲に大いに名譽を毀損されてゐるから、金二百圓を幸子に支拂ふ義務があ

る。

肩の凝る文章で甚だ恐縮だが、判決の原文の一部を附け足しておかう。

「凡そ婚期に達したる婦女子が、他人の爲に婦女子の用を爲さない不具者なる旨虚構の事實を喧傳される如きは、普通婦女子としてその名譽を毀損されたものと言ひ得るのみならず、今これを古木辰四郎、古木八太郎、大澤幸五郎の各証言によつて認むべき、幸子の社會上に於ける位置状況等に照すも亦幸子はその名譽權を毀損せられ、爲めに精神上苦痛を感じたことを認められる。これ即ち高木の行爲に基因するものなれば、同人は幸子に對し相當の慰藉料を支拂ひ、その損害を賠償しなければならぬ。而してその慰藉料は前示各證人の證言により認むべき幸子の教育程度地位年齢を參酌し、金二百圓を以て相當とする」

嘘も休み休み 言へといふのは本當だ。本人はさほどにも思はずツイ口から迂り出した嘘なんだらうが、事茲に至つてはモダンボーイの高木も顔色なしである。

## 男の貞操はどうか

### 一、モダン・ガヘルは何と鳴く

男女關係に就ての法律を一度り見渡してみると、どう最負眼で見ても確に男の方が一割も二割も得になるやうに出来てゐる。

姦通のお話をした時も少しばかり觸れておいたことなのだが、女房が姦通すればたゞそれだけのことでオン出すことも出来るが、亭主の方はいくら情婦を澤山持つて勝手なことをしてもそれが爲に處刑されるといふことにならない。結局女房は泣寝入りで、離婚を主張することは出来ない。

かういふ片手落の法律があつたりするから、さなきだに三人寄れば姦しい女ども、殊にモダン・ガヘルといふ風なまるで蛙の生れ變りみたいな連中が、練馬大根のやうな兩脚をうんと踏張り、男か女か分らない髪の毛を振り立て振り立て、男性横暴、女權何とかと黄色い聲を張

り立て、騒ぎ廻るのだ。

「男に貞操の義務がなくて勝手に澤山の女を侵害するんなら、女には女の考へがあつてよ、わたしたち復讐の爲にもうんと男を弄んでやるから……」

なんて不心得な女が飛び出し、エロ百パーセントの示威をやりながら、次から次へと善良な男を瞞しては捨て、戀愛無政府振りを發揮するのがあるかと思ふと、若き燕の五六人も従へて悠然と納り返つてゐる不良マダムも出て来ようといふもの、モダンガヘルの鳴き聲を止めさせて都市騒音防止政策にも不公平な法律はどうかと思はれるやうになつて来た。

だが裁判所だつてそのくらゐのことは氣が付いてゐるのだ。婦人の地位が向上して来てその人格を高く見るやうになつて来た證據には、次に示すやうな男子の貞操義務を認めた判例も出て来たのだ。かういふ傾向がだん／＼進んで来ると、

今を盛りとのさばり返つてゐた不良老年ども、さア大變といふことになつて蒼くなりはしまいか。勿論讀者諸君の中にはそんな不心得な奴は一人だつてありやしないだらうが。

## 二、エロ後家顔色なし

江田スズは一人娘のハルの爲に江田熊夫といふ入婿を向へさせた。さうして長いこと平穩無事に過し、十五歳の長男を頭に三人の子供まで生んでゐる。ところが突然、大正十三年二月、黙つて家を飛び出したまゝこのお婿さんいつかな歸つて来なくなつた。後に残つたのはスズさんにハルさん、それから三人の子供の心細い生活、何時かは歸つて来て呉れるだらうと心待ちに待つてゐても何の音沙汰もない。

**肝腎要** のたつた一人の男手を抜かれ、ハルさんは老母と子供を抱えてハタと當惑してしまつた。さなきだに世智辛い世の中に、これではどうにもかうにも暮し向きも立たず、一日一日と柴たく籠の火も細くなつて行き、子供の養育すら不自由勝ちになつてしまつた。

何とかして熊夫を探し出し、もう一度歸つて貰はなきやと散々索ね廻つたところ、やつと居るところだけは分つたが、何と彼は大した家の主人公に納まり返つて、他の女と濟まして同棲してゐるではないか。

熊夫は飛び出すとすぐ隣村の渡邊シヨウさんといふ後家さんの家へ下男として雇はれ、何時の間にか三十後家は身が持てぬといふ奴を地で行つて、コツソリ／＼やつてゐたのが、何時の間にかやら堂々と同棲して、隠れ身のしめつけい枕も亭主のハクを付け、押しも押されぬ御主人公と洒落こんでゐる。

ハルさん普通ならばきん／＼聲を擧げて罵り倒し、まかり間違つたら出刃庖丁といふ活劇の一齣も演じやうといふものだが、場合が場合、熊夫に歸つて貰はなくちや動きの取れない生活苦に面してゐるので、チツと耐えて丁寧に歸つて下さいと頭を下げた。

ところが當の熊夫君、なか／＼後家さんの味が忘れられないと見えて御輿を据えて動かばこそ、泣いて頼んでもフンと鼻であしらつてゐる。泣く／＼諦めて歸つてきたが諦らめようにも諦めることが出来ないのは子供のことだ。致し方なくある辯護士の事務員をしてゐる佐藤ながしなる男に、「どうにかして下さい」と泣きついた。

この佐藤といふ男、なか／＼快氣があつたと見えて一言の下に、「えゝ、よござんす」と引き受けてくれた。

引き受けた佐藤はその足で、よろしくやつてゐるおショウ後家の處へ現はれた。

「熊夫さんの神さんから頼まれたんですが」

と温順しく出て、後家さんがハツと駭くところをすかさず、

「いゝえなに、こゝで話を決めて欲しいつてんぢやないんです。法律上の正妻がある男と樂しんだりしてゐると、チャンとお上では姦通罪といふものを決めてゐるんですから、眞直にそこで決めて貰へばいゝんです」と突込んだ。

さなきだに 世間の口の五月蠅い後家の彼女、現にかうして肉慾の浅間しさを曝け出してゐるんだから、若しこれが裁判沙汰にでもなつたらそれこそ喧々囂々の非難を浴びなきやなるまい、と考へてか大慌てに慌てゝ、

「この問題は何とか解決させよう。公の裁きばかりが圓く収まるといふわけでもございませんでせうから」

「いや何も好きこのんで裁判沙汰にしようなどいふんぢやないんです。熊夫さんの神さんの氣持もよく分つてさへ貰へば……」

と、そろ／＼奥の手を出して、夫婦の手切金として百圓、子供の養育費として月々九圓づゝ五ヶ年間ハルに支拂ふ約束をさせてしまつた。

さてもおショウ後家、人の亭主は盗んでみたものゝ、かう脅かされてはカラ意久地がなかつたと見える。エロに勇敢なる者必ずしも理窟に勇敢ならぬ。

### 三、恐喝か親切か

得意満面で百圓の現ナマと毎月九圓宛支拂ひの契約書を携げた佐藤はハルさんの所へ戻つて來た。正に上出来である。ハルさんも勿論亭主を奪られたのは口惜しいが、場合が場合、金の面を見ると大喜こびで佐藤に禮を言つた。

意外にもこのことが 村の駐在巡查の耳に入つて、

「本所まで出頭せい」

といふことになつた。

佐藤はそこでさん／＼油を搾られた上、どうしても渡邊ショウをおどかしたから恐喝罪だと

認めるからとドヤされて、事は遂に竹田區裁判所へ舞臺が廻り、流石の彼氏も法律の裁きの庭へ立たせられた。その判決は矢張り恐喝として有罪だと決つた。

然し佐藤は此判決に不服で、大分地方裁判所へ控訴したが、こゝでも依然として佐藤の形勢は不利で、やはり有罪といふことになつた。

「我國の現行法では、男子の姦通罪といふものを認めてゐない。姦通罪といふのは亭主を持つた女房の場合にだけ當て嵌る罪だから、この場合のやうに熊夫が他の女と情を交へてゐても姦通罪には問はれない。かういふ男子の貞操の義務を認めてゐない法の精神からしても、一般社會の習慣から考へて見ても、渡邊シヨウが和田ハルの權利を侵害したものは言へない。たとへ男は奪つても、かういふ民法上の解釋からすれば、渡邊シヨウが大なる侮辱を加へたものとして、正妻ハルが損害賠償を請求することは出来ないと

といふのである。

又々有罪の 判決を喰つた佐藤は、然しそれにも不服で、更に大審院に上告した。

ところが大審院では、この第一第二の二度の判決を覆して遂に佐藤を無罪放免といふことに

したのである。流石は辯護士の事務員さん、佐藤の所信に見當は外れず、「夫婦の間には妻ばかりでなしに、夫にも貞操の義務はある」といふ新しい判例がこゝに出来上つたわけである。

#### 四、男にも貞操の義務あり

で、この問題で佐藤を無罪にした理由はと見るに、次のやうなものである。

「江田熊夫のやうな場合に、勝手に家を飛び出して他の女と同棲、内縁關係を結んでいちやつき、妻を顧みないのは、夫が妻に對する貞操の義務を履行しないといふことになる。渡邊シヨウの方も、自分で言つてゐるやうに、熊夫がハルの亭主であることや、ハルには熊夫との間に十五を頭に三人もの子供がゐることを知つてゐながら、その男と同居して大きな額をしてゐたことは明らかである。

かういふ勝手な ことをしてゐながら、ハルから歸つてくれと話があつても歸らうともせず、熊夫に妻子を養ふ氣持がなく、さういふ心掛けだから家庭生活を續け得ずに妻子を放擲してゐた責任が熊夫の方にあることも確かだ。だから社會の通念上、ハルの方で損害

賠償を取るのも亦當り前のことだ。それも恐喝して飛んでもなく大金をせしめたといふなら兎も角、手切金百圓、毎月の子供養育費九圓といふのは適當な金額であるから、佐藤が恐喝したといふのは當らない。

渡邊シヨウの方だつてその通りだ。人の亭主を奪つて、その女房を非常な窮地に陥し入れて苦しめたんだから、それ相當の慰藉をせねばならないのは當然のことだ。

で、この債權關係は、江田熊夫が女房のハルに金を拂ふのに對して、渡邊シヨウは保證人として連帶責任に任ずるものと見ることが出来る、佐藤が不法行爲で契約を結んだものとはどうしても考へられない。

で、大分地方裁判所の判決は破毀して佐藤を無罪にする」

この判決文の中には、ハツキリと男の貞操にも義務があることを書いてある。

これまでの例では絶對になかつた男の貞操が法律的な制裁を受けたことになる。新聞紙はデカ／＼に掲げるし、天下の話題はそれからそれへと飛び、この事件は大きな波紋を當時の社會に投じた。不良老年どもの脅え上つたのも宜なる哉である。

## 五、男の貞操とは

これで見ると、男にも立派に貞操の義務があるんだから、勝手に女を漁つて歩く亭主が恐喝を受けることは言ふ迄もない。要するところ、女房を捨て、他の女とぢやれつき、女房は事實上の離婚みたいな状態になつたときには、女房は亭主と亭主の情婦を相手取つて損害賠償と慰藉料を取ることが出来る、といふことに迄問題は發展性がある。

そんなら亭主が女郎買ひをした、わたしは二三日亭主と事實上の夫婦生活をしてゐない、だからわたしは亭主と女郎を相手取つて慰藉料を請求してやらう、といふやうな女房があつてもこいつは少々無理だらう。

亭主が情婦をつくつた。あんなに温順しい男だつたのに、女房に隠れてはコソ／＼と浮氣を出してゐるらしい。事の果が出刃庖丁となり、「わたしを殺せ、殺せ！」といふヒステリックな叫びとなり、犬も喰はない夫婦喧嘩の鼻を裁判所へ持ち掛けた、だがこいつも、亭主から慰藉料を取るのには、女房の方がチト虫がよ過ぎるといふことになる。

兎も角、かういふ判例があるにしても、女房から亭主に貞操を守れと主張する権利は、實際法律の上で明文となつてゐないのだから、餘程ひどい場合の外はダメといふことになる。

要するに程度の問題である。今お話しした判決中の一文を抜いてみると、

「夫が自ら家を出て他の女と内縁関係を結び、妻を顧みざるは、夫が妻に對する貞操義務に違背するものと言はざるべからず」

とある。夫婦喧嘩をするくらいの場合があるのなら、「妻を顧みざる」といふところまでは行つてゐない。まだ濃厚なところもあらうといふものである。

## 六、亭主の暴虐

亭主が妻を捨て、しまつたり、到底一緒に生活することが出来ないほどの虐待を加へたり、重大な侮辱を與へたりした場合には、妻は夫に對して離婚をしてもいゝことになつてゐる、これは民法でハッキリ決めてあるんだから確かなものだ。

大正十一年に東京控訴院で判決された一例であるが、三味の音にひかされての流連ですつか

り氣嫌をよくした亭主が、グデン〜になつて歸つて來た。勿論細君はあんまり嬉しくはないと、細君の顔を見たそのグデングデン居士、いきなり髪をひつ掴んだと見るや、打つ擲るのうちはまだよかつたが、着物を脱がせて眞裸にしてしまつた。

**如何に亭主とは言へ** 人前で一絲も纏はぬハダカにさせられたんでは女も堪つたものでない。わたし離婚しますといふので訴へた判決が、同居に堪へざる虐待といふことになつて、立派に離婚の理由になつてゐる。

又かういふ例もある。その亭主は家の商賣が嫌で仕方がなかつたのでフツと飛び出したまゝ二ヶ月間どこをどううろつき歩いたものか家へ歸つて來なかつた。やつと歸つて來たので女房も、「あんまりひどいわ」とか何とか言ひながら縫りつくつと、「實はね」と懐から一枚の寫眞を取り出した。見ると小粋な姐さんの寫眞である。

「これがゐるんで、なか〜家に居る氣になんぞなれないんだよ」

如何に優しい細君だつてこれぢや、亭主の胸倉を取らなきやならなくなるだらう。それを見た亭主はお定まりの殴る打つ、そのうちに小刀で細君の腕へ傷をつけてしまつた。この事件も

矢張り細君に離婚の理由があるといふ判決を下されてゐる。

「同居に堪えない虐待」とか「重大なる侮辱」とかと言ふのは大抵こんな場合を指して言ふのである。かういふ場合には、女房は男と離婚する権利が與へられてゐる。事實、夫婦喧嘩も此處まで來ると、夫も喰はぬどころか裁判所までが問題にするのである。

### 七、私通の程度

では亭主が情婦をつくるのは、細君に對して重大なる侮辱になるかどうか。

明治三十五年頃までは、「亭主が他の女と通しても、我國の昔からの習慣の上から、それだけで細君を侮辱したとは言へない」といふことになつて、大抵の場合亭主は他の女と通じると勝手たるべしぐらゐに考へてゐてよかつたものである。が、最近はだいで分女の方もその主張を認められて來て、亭主の私通の程度が非道くなつてくると、離婚の理由になることになつてゐる。

#### 正妻を持った男

が女郎屋に流連して女房を慰めることをせず、しまひには女郎の一人を

身請けして同棲してしまつた。忿憤やる方なき女房が離婚を逼つたのに對して、「かういふ行為は大いに女房を侮辱したことになる」といふ判決をした例がある。

もうチツトあくどい奴をお話すると、女と男が結婚した、ところが男には先妻があつてどういふものかその先妻が忘れられないと見えて何時になつても性的交渉を續けてゐる。女は勿論故障を申し込んだが聞かばこそ、どう見ても自分は黽られてゐると見るより外はない。それだけならまだいゝのだが、この色男又々藝妓を身請けして來てそれと同棲してゐる。こゝに三つ巴の大家争鬭となつたわけだが、當の男は正妻の方は少しも顧みない。そこで裁判沙汰になつたのだが、「これは妻に對して重大なる侮辱を與へたものだ」といふ判決で、女房は離婚するところが出來た。

「正妻あるに拘らず、他に女を蓄へ妾として之を妻の如く遇するが如きは、妻に對する重大なる侮辱で、離婚の理由となるは勿論である」といふ判決すらもあるんだから、妻持つ男たるもの、あんまり發展し過ぎるとよろしくない結果になるかも知れない。

#### よく女郎買ひ

ばかりしてゐる男が、商用があると云つて家を飛び出したまゝ歸つて來な

い。細君大いに心配して警視廳に届けを出すやら、新聞に尋ね人の廣告をするやら、捜査之れ努めたんだが、何處へ行つてしまつたのか一向に姿を見せない。日を重ね月は経ち、一年過ぎても歸つて来ない。むなしく空圍を守つてゐた細君も、よく／＼我慢がなくなつたと見えて、裁判所へ離婚を請求したところが、

「夫がそんな風な態度を取つたのは悪意の遺棄だ」

といふ認定で離婚してもいゝといふ判決を與へてゐる。

### 八、男千照りぢやあるまいし

かういろ／＼例ばかりを並べ立てたところで、ぢや一口で言へばどんなのが重大な侮辱だつたり、同居に堪えざる虐待だつたりするんだと、眞向から詰め掛けられては此方が困る。實際に於て何處から何處までがさうだといふ具合に一般的に定まつた標準といふものはないのである。

ぢや裁判所ではいゝ加減な判決をするのかといふに、さうでもない。大審院では、「各場合に

配偶者の地位、性質、其の他の事情を斟酌して定めねばならん」と言つてゐる。

又、同居に堪えない虐待といふ奴は、年がら年中休みなしに虐められ通してなくてはいけないか、それとも一遍でもいゝのかといふに、大審院では一時的な虐待でもいゝといふことを言つてゐる。實際さう度々小刀で切られたり、人前で眞裸にされたりしたんでは、女たるものや

り切れたものぢやないだらう。それは兎もあれ、ツイ先だつてまでは、やれ大和撫子の操でございの、やれ良妻賢母でございのと、兎角譽めて貰つては瞞されてゐた傾きがあつた女にも、随分いろんな権利が與へられるやうになつて、女性の法律的な發展も注目に値するものである。

### 女は三界に

家無しとか、幼にしては親に従ひ、嫁しては夫に従ひ、老いては子に従ふのが三従だと、何でも忍従だけを背負つてたやうにイヂメ抜かれた古來の婦人、亭主を取られても泣き寝入り、亭主に殴られても切られても泣き寝入りで、泣き寝入りだけが一生の仕事みただつた女も、わたし貴方みたいな方とは離婚だわ、と大きく出ることもあるやうになつたのだから、敢て大根足のモ・ガ連中の眞似をせずとも、大いに正當な権利を主張して不良な男を

懲らすこともよからう。

「男子照りぢやあるまいし」と傳法肌の江戸ツ子姐さんの啖呵も、たゞの空元氣だけではなしに、裁判に掛けてまで縁が切れるやうになつたのである。

—了—

裁判 貞操の解剖著者大澤一六氏の事業

大澤一六氏は半生の心血を注いで法律知識普及化運動をされてます。本書讀者諸氏に對し公益のため左記の事業を特に紹介致します。

- 一、相談 本書中の疑問其他男女關係の法律問題につき無料相談されます。但し通信による場合は、本書何年度讀者の旨を記し郵券六十錢封入申込めば無料解答されます。
- 二、講演 法律問題の通俗講演は時日の許す限り無料御依頼に應じます(但し往復及び滞在の實費は依頼者負擔の事)期日は豫め打合せられたい。
- 三、雜誌 月刊小雜誌「珠」は獨力執筆の記事に充ちてます(一ヶ年金五十錢)申込次第贈呈の筈。
- 四、大澤法律事務所は東京市外西巢鴨一九一番地です。

版權  
所有

昭和六年十月九日印刷  
昭和六年十月十二日發行

〔定價壹圓貳拾錢〕

著者 大澤一六

發行者 佐藤勝次郎  
東京市神田區表猿樂町一三

印刷者 藤本茂人  
東京市神田區表猿樂町一九

東京市神田區表猿樂町一三  
振替東京五二二六三番  
電話神田二四五九番

發行所 大京社

東京・神田・表猿樂町一九 藤本印刷所印行

終

